

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課: 子ども家庭課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	公立保育所保育周辺業務支援業務
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、保育支援の派遣業務である。本業務の実施に当たっては、世代間交流の促進や子育て経験者が適していることに加え、高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合に委託することで、高年齢者の就業の機会を確保することにより、雇用の安定促進に寄与し、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	公立保育所保育周辺業務支援業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会 会長 大田 良充 山口市糸米二丁目13番35号
契約金額	1,065円/時
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課: 地域づくり推進課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市地域づくり支援センター管理業務
契約を締結する時期	第1四半期
契約の相手方の選定基準	本業務は、職員不在時におけるセンターの受付業務や施設の点検等の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市地域づくり支援センター管理業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	金2,473,317円(うち消費税及び地方消費税の額224,847円)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

生活安全課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	駐輪場環境整備業務
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、駐輪場環境整備の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	駐輪場環境整備業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	光駅南口駐輪場(虹ヶ浜三丁目):日額5,244円 島田駅駐輪場(上島田四丁目):日額2,642円
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課: 地域づくり推進課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	コミュニティセンター管理業務
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、職員不在時におけるコミュニティセンターの受付や点検、見回りなどを委託するものであり、比較的軽易な業務である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	コミュニティセンター管理業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	施錠・見まわり等日額1,469円(1施設当たり)、開錠日額979円(1施設当たり)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

環境事業課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	令和5年度粗大ごみ等の「ふれあい訪問収集」事業
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、粗大ごみ等の戸別収集、手数料の徴収及び保管場所までの運搬といった軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	令和5年度粗大ごみ等の「ふれあい訪問収集」事業
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	1回の依頼につき金17,428円(1日に2回依頼する場合は、金34,855円) ※消費税及び地方消費税を除く。 ※上記の額に消費税及び地方消費税を加算した額を契約金額とする。
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

福祉総務課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市総合福祉センター施設管理業務
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、光市総合福祉センターの時間外の施設管理である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市総合福祉センター施設管理業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	金5,701,368円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

環境事業課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	新聞・雑誌・段ボールの分別処理業務
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、古紙類の分別・選別の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が障害者にも十分履行可能なことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設に委託することで、障害者の社会参加の機会が確保されることにより、社会的自立や経済的自立に寄与し、障害者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	新聞・雑誌・段ボールの分別処理業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	社会福祉法人大和福祉会 大和あけぼの園 園長 井上 幸三 光市大字東荷21番地2
契約金額	月額6.7円/kg×月搬入量 年間見込137万円
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課: 文化・社会教育課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	伊藤公記念公園清掃業務
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、便所清掃や公園の草引き等の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が障害者にも十分に履行可能なことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設に委託することで、障害者の社会参加の機会が確保されることにより、社会的自立や経済的自立に寄与し、障害者の福祉の増進を図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	伊藤公記念公園清掃業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	社会福祉法人大和福祉会 岩田あけぼの園 園長 井上 幸三 光市大字岩田157番地1
契約金額	金1,541,100円(うち消費税及び地方消費税の額140,100円)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

環境政策課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	西部墓園管理業務委託
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、墓園内のトイレ、側溝の清掃及びゴミ収集の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	西部墓園管理業務委託
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	金544,830円(うち消費税及び地方消費税の額49,530円)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課: 文化・社会教育課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	放課後児童クラブ支援員支援業務
契約を締結する時期	第1四半期
契約の相手方の選定基準	本業務は、保育支援の派遣業務である。本業務の実施に当たっては、世代間交流の促進や子育て経験者が適していることに加え、高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合に委託することで、高年齢者の就業の機会を確保することにより、雇用の安定促進に寄与し、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	放課後児童クラブ支援員支援業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会 会長 大田 良充 山口市糸米二丁目13番35号
契約金額	1,065円/時
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課: 文化・社会教育課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	伊藤公資料館内清掃業務
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、資料館内の清掃の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	伊藤公資料館内清掃業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	金679,800円(消費税及び地方消費税を含む。)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課: 文化・社会教育課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市野外活動センター施設管理業務及び使用料収納業務
契約を締結する時期	第1四半期
契約の相手方の選定基準	本業務は、野外活動センターの施設管理や使用料収納事務の比較的軽易なものである。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能であるものに委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進を図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市野外活動センター施設管理業務及び使用料収納業務
契約を締結した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	単価契約 日中管理6,600円(税込)/日、準夜間管理3,300円(税込)/円、 夜間管理5,170円(税込)/日
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

都市政策課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	公園トイレ管理作業委託
契約を締結する時期	第1四半期
契約の相手方の選定基準	本業務は、公園トイレの清掃等の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が障害者にも十分履行可能なことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設に委託することで、障害者の社会参加の機会が確保されることにより、社会的自立や経済的自立に寄与し、障害者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	公園トイレ管理作業委託
契約を締結した日	令和5年4月25日
契約の相手方の氏名及び住所	社会福祉法人大和福祉会 大和あけぼの園 園長 井上 幸三 光市大字東荷21番地2
契約金額	金770,000円(うち消費税及び地方消費税の額70,000円)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月26日から令和6年3月25日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

都市政策課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	大和地区公園維持管理作業委託
契約を締結する時期	第1四半期
契約の相手方の選定基準	本業務は、公園の維持管理等の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が障害者にも十分履行可能なことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設に委託することで、障害者の社会参加の機会が確保されることにより、社会的自立や経済的自立に寄与し、障害者の福祉の増進を図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	大和地区公園維持管理作業委託
契約を締結した日	令和5年4月28日
契約の相手方の氏名及び住所	社会福祉法人大和福祉会 大和あけぼの園 園長 井上 幸三 光市大字東荷21番地2
契約金額	金666,952円(うち消費税及び地方消費税の額60,632円)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年5月1日から令和5年11月22日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

環境事業課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	まちかど環境美化推進委託
契約を締結する時期	令和5年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、散乱したごみの収集及び環境巡視の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能であるものに委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	まちかど環境美化推進委託
契約を締結した日	令和5年4月1日
	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	年額金2,472,800円(消費税及び地方消費税を含む。)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続に基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

環境政策課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	西部墓園法面伐開・草刈管理作業委託
契約を締結する時期	第1四半期
契約の相手方の選定基準	本業務は、西部墓園法面の伐開・草刈作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	西部墓園法面伐開・草刈管理作業委託
契約を締結した日	令和5年4月10日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	金818,000円(うち消費税及び地方消費税の額74,363円)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月26日から令和5年11月30日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和5年度

担当課:

環境政策課

契約の見直しに関する公表事項	公表日(令和5年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	大和あじさい苑草刈作業
契約を締結する時期	第1四半期
契約の相手方の選定基準	本業務は、大和あじさい苑の法面や通路の草刈作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	公表日(令和5年5月31日)
物品又は役務の名称及び数量	大和あじさい苑草刈作業
契約を締結した日	令和5年4月10日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人光市シルバー人材センター 理事長 道祖本 俊秀 光市中央五丁目12番1号
契約金額	金738,000円(うち消費税及び地方消費税の額67,090円)
契約の履行期日又は履行期間	令和5年4月26日から令和5年11月30日まで
契約の相手方を決定した理由	政策の目的が達成されると判断されるため。
その他	